

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

岩出市議会

議事日程（第4号）

令和6年12月17日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

○田中議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、5 番、奥田富代子議員、13 番、市來利恵議員、6 番、尾和正之議員、14 番、増田浩二議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、14 番、増田浩二議員から、資料等、印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、岩出図書館運営についてと窓口業務についての 2 点について、一般質問を行います。

最初に、岩出図書館運営について質問を行います。

岩出図書館におきましては、平成 18 年、市制とともにオープンし、数年前はコロナ禍がありましたが、9 月に入館者数が 300 万人を超えるなど、市民の生涯学習を支援する拠点として活躍していると感じています。また、岩出図書館の運営につきましては、令和 3 年 3 月議会において、コロナ禍における運営状況について、一般質問をさせていただきました。

その後、岩出図書館に本の消毒器を導入されたり、雑誌のオーナー制度を導入されたりと、市民にとってより使いやすい図書館への改善をしていただき、うれしく

思っています。

そこで質問です。１点目、岩出図書館におきましては、令和５年９月３０日から自習席を１２席設置され、学生さんが自習勉強をしに来ており、盛況と聞いていますが、その使用状況について伺いいたします。

次に２点目として、岩出図書館の設備についてです。

岩出図書館が平成１８年４月から開館されて、はや１８年がたちます。岩出図書館を駐車場から向かいますと、建物の窓枠に貼っている虎テープの老朽化が気になります。また、入り口に着きますと、ウオータークーラーが長いこと使用中止中のままになっていて、見た目も衛生上もあまりよいとは言えない状態で、長い間放置しています。また、この夏もクーラーが壊れて、市民の方が、また図書館で働いている方が大変だったと聞いています。

そこで、このような状況の中、図書館の設備管理等について、どのような計画を立てられているのか、伺いいたします。

３点目として、総合保健福祉センター図書室、駅前ライブラリーの活用方法についてです。

先日、先日議会にも報告いただきました。教育委員会の点検評価シートを見せていただきました。入館者数について、総数の目標達成はできていなかったのですが、令和４年度からは増加しており、職員の皆さんが運営に尽力されていることが想像できます。より充実した図書館運営を考えると、施設がいろいろな場所にあるというのはありがたいのですが、それぞれ特色を生かした運営を打ち出していてもよいのではないのでしょうか。例えば駅前ライブラリーは、教育支援センターの移転に伴い１階のみの利用となっていることも踏まえ、学生が勉強できる場所に特化する、また総合保健福祉センター図書室は、妊婦健診などで来る機会が多いことを踏まえ、そういった方を対象としたイベント等を実施する、そのような従前どりではない新たな考えを検討していくべきではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長　おはようございます。福岡議員ご質問の１番目の１点目、自習席導入以降の利用者数は、についてお答えいたします。

令和５年９月３０日から自習席を１２席設置したところ、令和６年１１月末時点で、累計２,３１５人の方にご利用いただいております。利用者が最も多い月は令和６年８月

で308人、最も少ない月は令和5年12月で85人となっております。

次に、2点目の施設の更新についてですが、窓枠に貼っている虎テープにつきましては、開館当初、片開き窓のそばを通るときに、開いている窓にぶつかり、けがや窓の破損につながるおそれがあるために、窓の内側・外側共に虎テープを貼った経緯があります。外側部分につきましては、日光により経年劣化しておりますので、早急に新調いたします。

ウォータークーラーにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用を禁止した経緯があります。図書館での利用頻度から考えて、保健衛生や適切な維持管理の問題から、安全面を考慮して撤去を予定しております。

クーラーなどの空調設備につきましては、老朽化のため、その都度、突発修繕を行っております。故障の原因究明や部品の取り寄せ等に時間を要することもあり、この夏の異常気象による猛暑日の影響で、十分な冷房ができない時期がありました。現在は緊急を要するものから順次対応しております。

3点目の総合保健福祉センター図書室、駅前ライブラリーの活用についてでございますが、岩出図書館は、市民の身近にあって、いつでもどこでも誰にでも図書館サービスが受けられるように、岩出図書館と分館・分室のネットワークにより配本サービスを行う等、地域密着型の図書館運営に努めてまいりました。以前は、駅前ライブラリーにおいて図書館利用促進講座を開催しておりましたが、現在、イベント等は実施しておりません。

2階の教育支援センターと図書館の連携につきましては、団体貸出しや図書館司書によるレファレンスサービスなどの協力をしております。今後は、おはなし会を共同して開催するなど、全国的にも先進事例として取り上げられているケースもありますので、本市においても検討してまいります。

総合保健福祉センター図書室につきましては、現在、1歳8か月健康診査対象者に絵本の引換券を配布し、来館者には親子での読書を支援する絵本とトートバッグのプレゼント及びブックリストを配布する親子読書支援事業、すくすく読書の受渡し場所にもなっており、読書相談に応じるとともに、図書館の利用カード作成やおはなし会などの案内を行っております。また、3か月に1回、ボランティアと職員による幼児向けのおはなし会を開催しています。あわせて、親子教室などの子ども家庭課の事業協力のほか、子育て支援センターとも引き続き連携してまいります。

総合保健福祉センター図書室には、他の分館・分室にはない子育て支援コーナーを設置しており、資料の更新を予定しております。

今後も地域の皆様に愛される、親しまれる図書館であるよう努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

岩出図書館の自習席の利用者は、令和6年11月末時点で、累計2,315人との答弁でした。大変盛況でうれしく思いますが、そのような状況ですと、雑誌コーナーの閲覧スペースの一角を使い、利用者にとって手狭な感は否めません。また、図書館利用者にとっても、現在の部分は主要な動線から見える位置にあり、勉強を頑張っているという姿を見ることはできますが、少し窮屈さを感じます。また、勉強をしている学生にとっても、集中できるスペースを確保してあげるべきだと思います。

そこで、これからの図書館の利用促進並びに学力向上に寄与していくためにも、例えば、トイレの隣の小会議室を利用する、会議室は個室になってしまうため、困難な場合はレファレンスコーナーをリニューアルするなど、いま一步踏み込んだ対応は考えていないのか、お伺いいたします。

また、インターネットの閲覧コーナー等は、スマホがある昨今、利用者が少ないように感じます。柔軟な発想、対応により、さらに充実した図書館運営を考えていつてはどうか、併せてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

岩出図書館の閲覧席は、図書館資料を用いての読書や調査研究を行うためのものとして設置しております。自習については、日本図書館協会が公表している公立図書館の任務と目標において、席借りのみの自習は図書館の本質的機能ではない、自習席の設置は、むしろ図書館サービスの遂行を妨げることになると記されており、子供から高齢者まで、幅広くサービスを提供する場である図書館において、特定の方々が閲覧席を占拠するような事態は好ましくないとして、開館当初より自習席を設置しておりませんでした。

しかしながら、市民からの強い要望があり、ＩＣゲートの設置に伴い、手荷物の持込みが可能になったことで、令和5年9月30日から、公共図書館という位置づけの中で、ゆったりと図書等に親しんでいただく場所や時間を優先し、他の来館者に迷惑のかからない範囲で、ブラウジングコーナーの一角に実習席を設置した次第でございます。

時期によって利用状況は異なりますが、自習席が満席の場合で、図書等、全て持ち込みでの学習を希望される方には、中央公民館図書室や他の公民館に設置している自習席での学習が可能であることをお伝えし、最寄りの公民館をご利用いただくよう案内しているところです。

公民館自習室は、令和5年度の実績で1,422人の方に、令和6年11月末までの実績で897人の方にご利用いただいております。なお、大会議室や小会議室の開放につきましては、読書グループ活動の使用やイベントの開催等で使用することが多く、またカウンターから目が届かず、防犯上の問題もあり、自習室としての開放は考えておりません。

また、インターネット閲覧端末につきましては、図書館資料を保管するとともに、利用者への情報サービスの充実を図ることを目的として提供するもので、公立図書館においては必置とされており、令和5年度で522人の方にご利用いただいております。

今後も図書館運営の工夫改善に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、窓口業務についてお伺いいたします。

現在、岩出市の市役所の窓口とも言える市民課ですが、週明けの月曜日や連休明けの開庁日において非常に混雑している日があり、市民の方が待合の席が満席であふれているときがあると聞いています。また、マイナンバーの交付に伴う事務、戸籍法改正に伴う事務の増加等、市民課の業務は増加の一方であると感じています。

9月の議会でも、戸籍法改正に伴う対応について一般質問を行い、その中で一部業務委託も視野に入れた実施を考えているとの答弁をいただきました。また、今年の5月21日には、総務建設常任委員会での行政視察において、佐賀県の武雄市に行っていました。武雄市では、市民課の窓口業務について、専門的知識、技術、経験を有する民間事業者に委託を行っています。民間事業者のノウハウを行政に活用し、安定的かつ効果的な窓口サービス提供体制を構築するとともに、多様化する行政ニーズに応える体制づくりも寄与することにより、持続可能な質の高い行政サービスを実現することを目的として実施しているとのことでした。

また、年度末や年度始まりの行政において、避けることなのできない人事異動の影響にも左右されることが少なくなり、特に繁忙期において効果があると感じました。私は市民がより便利になることを目的とした上で、業務がより一層効率的、効果的に運営できるのなら、窓口業務についても委託等を導入するべきであると考えています。近隣市を見ても、土・日・祝日も含め、窓口業務を民間委託していると聞いています。民間の持つ知識や経験、ノウハウを活用することにより、市民の利便性向上に加え、職員はより付加価値の高い市民サービスに力を注ぐことができるのではないのでしょうか。

そこで2点お伺いいたします。1点目、現在の市民課窓口業務の状況について、職員体制はどのようになっているのか。また、来庁者数や平均的な待ち時間をお聞かせください。

2点目、現在の状況を踏まえ、岩出市の市民課窓口業務の民間委託について、どのように考えているのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 おはようございます。福岡議員の2番目のご質問、窓口業務についての1点目、市民課の窓口の状況は、についてお答えします。

令和6年度の市民課職員体制は、正職員9人、再任用職員1人、会計年度任用職員2人の計12人であり、市民課窓口では、住民票の写し等の各種証明書の発行、印鑑登録、転入・転出等の住民移動届や婚姻届等の戸籍届出受付、マイナンバーカードの交付等の市民の権利や財産等に関係する多岐にわたる業務を担っております。

令和6年4月から11月末までの市民課窓口への来庁者数は、月平均3,098人であり、平均待ち時間は4分です。しかし、曜日や時間帯により混雑が生じており、最大30分程度お待ちいただくこともございます。

令和6年度の市民課窓口状況としましては、コンビニ交付サービスの導入により証明書発行業務における窓口混雑緩和につながっておりますが、一方で、健康保険証の新規発行停止に伴い、マイナンバーカードに関する手続のため来庁される方が増加し、混雑が生じてきたことから、カードの交付窓口数を増やすとともに、カードの平日夜間交付及び休日交付の実施回数を、11月は月2回から月4回に変更する等、窓口体制について、状況に応じた柔軟な対応を行っているところです。

2点目の民間委託導入に向け市の見解は、についてです。

窓口の業務委託につきましては、事業者の持つノウハウや情報の活用及び繁忙期



に合わせた柔軟な人事配置等により、窓口運営の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として導入される自治体も増えてきております。第3次岩出市長期総合計画におきましても、効率・効果的な行財政運営の取組方針としまして、官民連携の下、民間委託など、民間活力の積極的な活用を図るとしてしています。

民間委託が可能な業務の範囲も拡大されてきていることから、窓口業務の民間委託による効果等について、導入自治体等の取組状況、課題等を調査研究し、さらなる市民サービスの向上、業務効率化に取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

業務委託については、課題等、調査研究をしているとの答弁でしたが、いずれにせよ、市民の利便性の向上、待ち時間を少しでも短くしてあげることが、市民にとっても、市にとっても、さらに職員にとってもプラスになると考えますので、業務委託が難しいという状況であれば、会計年度任用職員を活用するなど、窓口業務を強化するべきではないかと考えますが、その辺りは検討されてはどうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、現在の市民課窓口における平均待ち時間は4分であり、直ちに窓口業務を委託することは考えておりません。しかしながら、適切な窓口サービスが提供できるよう、研修の参加等により、職員の知識向上を図るなど、正確、丁寧、迅速な事務処理を行い、市民の利便性の向上に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、小中学校体育館の空調設備について、下水道排水設備工事の助成金制度についてと、岩出市住宅耐震改修事業補助金についての３点について、質問をさせていただきます。

最初に、小中学校体育館の空調整備についてです。

体育館は子供たちの教育の場であり、災害発生時において地域の避難所としても重要な役割を担っています。空調整備を一段と加速させ、児童生徒に加え、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切です。文部科学省は、今国会で審議中の2024年度補正予算案に、学校体育館の空調整備を促す臨時特例交付金を新設するための関連費用を計上しております。既存の国の交付金は教室も対象ですが、体育館に特化した交付金を別枠で創設することで、空調整備の加速化を図っております。

近年は、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性は高まっています。2018年には、学校で小学生が熱中症で亡くなる痛ましい事故が起きました。国会の公明党では、教室への空調整備を優先すると同時に、体育館への設備を粘り強く推進しております。これまで国の自治体向け補助制度を拡充し、今年9月1日時点の小学校の空調設置率は、普通教室で99.1%に達し、体育館は2018年の約1%から18.9%に上昇したとのことです。

しかし、全国的に見ると、体育館への空調整備の遅れが目立つ自治体が多く、大都市部と地方の設置率には、財政力の部分で格差があるのが現状です。岩出市におきましても、学校教室の空調整備は進み、よりよい環境での学習が行われております。しかし、学校全体集会や屋内体育授業、また避難所としての活用できる体育館には空調設備が整っていないのが現状です。

酷暑や厳寒での全校集会時など、対応はどうされているのか、お伺いします。

また、文部科学省は、2025年度に体育館への空調を設備した場合の国の補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、断熱工事を実施する場合の経費も補助する対象とするとのことです。岩出市の学校施設等長寿命化計画における学校体育館への空調整備の検討状況についてお聞かせください。

また、全小中学校に空調整備を行った場合の概算費用はどの程度なのか、分かる範囲でお聞かせいただけたらと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の1番目についてお答えいたします。

1点目の酷暑や厳寒での全校集会時などの対応は、につきましては、ICT機器

を活用し、オンラインにより実施しております。体育館に集まることの数が少なくなっております。

2 点目、岩出市立学校施設等長寿命化計画における学校体育館への空調設備の検討状況は、につきましては、本年 3 月議会での増田議員の一般質問にもお答えしたとおり、エアコンの長寿命化計画の見直しにつきましては、再来年、令和 8 年、計画見直しの年度予定と進めております。

3 点目、全小中学校の学校体育館に空調設備を行った場合の概算費用は、についてですが、現在把握している概算費用として、文部科学省が示す体育館への空調設備及び断熱化改修費用の単価を用いますと、8 校合わせて約 6 億円弱と試算しております。しかしながら、この費用にはキュービクルの改修費用は含まれておらず、より高額な費用が必要であり、その積算には詳細な調査検討が必要と考えております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 1 点だけ。長寿命化計画として、様々優先すべき事業があると思うのですが、災害時の避難所としても活用する学校体育館でありますので、市民が避難したときに、暑さ、寒さでの二次災害にならぬよう、学校体育館への早期の空調整備が最重点と考えますが、その点についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問にお答えいたします。

長寿命化計画では、躯体の維持修繕、下水道の接続、トイレ改修を最優先事項としており、これらの事業の次に優先すべき事業として、製造期限が 2027 年に迫っている蛍光灯の LED 化であると考えておりますが、体育館への空調整備については、これらの事業の緊急性を踏まえ、長寿命化計画の見直しの中で、国の補助事業を含め、調査検討してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、大上正春議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2 点目の質問です。下水道排水設備工事の助成金制度についてご質問い

たします。

本市の下水道事業は、健全で快適な生活を営み、良好な環境を確保する上で欠かすことのできないインフラとして、公共下水道の整備、普及促進の実現を目的として、紀の川中流域下水道関連の公共下水道として、平成13年度から事業着手し、平成20年度より一部地域で供用を開始されております。

快適で衛生的な生活と河川等の良好な水質による自然環境の保全を図るため、下水道の整備を進め、住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向け、市民への啓発に取り組み、普及促進に努めていただいております。

また、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、効率的な下水道整備への投資と維持管理を行い、特に整備区域での下水道への接続を促すよう市民の理解を広げ、下水道経営の健全化を図っていただいております。現在も各地域で新築、分譲とともに、下水道の整備が進んでおります。

ここで改めて、下水道供用開始地域において、排水設備工事を実施するときの助成金を受けられる条件についてお伺いいたします。また、新築の場合の助成金についてはどうなのか、お聞かせください。

今回、この質問に至ったのは、岩出市以外から新たに転入してくる方からの質問なのですが、中古物件を購入するとのことで、この地域には下水道が整備されておりましたが、購入物件には排水設備が整備されておらず、新たに整備するに当たって、設備化工事の助成金を受けられないとのことでした。その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○岡崎上下水道局理事　大上議員の下水道排水設備工事の助成金制度についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、水洗便所の普及と公共下水道への早期接続を促進し、もって環境衛生の向上に資することを目的としており、公共下水道供用区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造し、また既設の浄化槽を廃止するなどして、公共下水道に接続しようとする工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を助成するものであります。

ご質問1点目、助成金を受けられる条件は、についてであります。対象となる排水設備工事を行う者が、原則として、公共下水道供用区域内にある居住の用に供する建物を所有する個人または所有者の同意を得て使用する個人であること、市税、

水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金を滞納していないこと、供用開始日から３年以内に排水設備工事に係る計画の確認申請をして受理されていることのいずれにも該当することとなっております。

次に２点目、新築の場合の助成は、についてであります。さきに申し上げたとおり、この制度は、供用区域内にある建物の既設の排水設備を改造や廃止するなどして、公共下水道に接続しようとする工事を対象としており、新築の場合は対象としておりません。供用区域内の新築に当たっては、建築基準法の規定により、便所は公共下水道に接続された水洗便所とすることが必須とされております。

次に３点目、市外からの転入世帯に対しての助成金は、についてであります。この制度では、岩出市内に住所を有することを条件にはしておりません。さきに申し上げた条件をクリアし、対象となる排水設備工事を行う場合であれば、市外からの転入世帯であっても対象となります。

なお、供用開始から３年以内という条件につきましては、下水道法の規定により、供用開始日から３年以内に供用区域内の既設のくみ取便所を水洗便所に改造することが求められていることや、この助成制度は公共下水道への早期接続を促進しようとするものであることなどを鑑みて設けているものでございます。ご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 ３点目の質問です。岩出市住宅耐震改修事業補助金について質問させていただきます。

これまでも、平成７年阪神・淡路大震災、平成１６年の新潟県中越地震、平成２３年の東日本大震災、平成２８年の熊本地震など、大地震が発生しております。近い将来、東海、東南海・南海、３連動地震などの発生が想定される中で、さらなる耐震化の促進が課題となっています。このような大地震から自らの命、財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要です。

住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目的に、住宅建築物の耐震化を推進するための各種施策も行っております。住民への支援等を充実するために、耐震診

断や耐震改修には相当の費用がかかるため、所有者の費用負担の軽減を図ることが重要であることから、岩出市におきましても、住宅耐震改修事業補助金制度を行っております。

2024年1月1日16時10分、能登地方を震源とする地震、マグニチュード7.6、震源の深さ16キロが発生し、石川県を中心として、地震、津波、地盤変状などにより、多くの建築物が被害を受けました。いまだに避難生活を余儀なくされている皆様方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く元の生活へ戻れるよう、心よりご祈念申し上げます。

この能登地方の震災から、住民の耐震への意識が高くなってきたと認識するのですが、岩出市民から、補助金申請件数と待ち状況はいかがなものでしょうか。また、昨今、様々な原因が絡み合った原材料の物価高騰での建築資材の高騰により、耐震工事の補助金が出るが、資材の上げ幅が大きいため、補助金枠を拡充できないかとのご意見をお聞きしました。その点について、本市の見解についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 大上議員ご質問の3番目、岩出市住宅耐震改修事業補助金についての1点目、市民からの補助金申請件数と待ち状況は、についてお答えいたします。

本市では、旧耐震基準住宅の耐震化を図ることで、地震発生時における住宅の倒壊等による災害の防止を目的として、平成16年度から国、県の交付金等を活用し、岩出市住宅耐震化促進事業を実施し、令和5年度末時点で、耐震診断741件、耐震改修124件の実績となっております。今年度の耐震診断及び改修に対する補助につきましても、年初の能登半島地震の影響もあり、問合せが増加したことから、6月議会で予算を増額させていただき、現時点で、耐震診断71件、耐震改修11件の申請を受けてございます。また、耐震改修のお問合せをいただき、次年度での実施をご案内している件数は10件となります。

なお、次年度において希望される方が1人でも多く耐震改修を実施できるよう、令和7年度予算編成におきまして、計画件数の増額を検討しているところでございます。

次に2点目、現在の物価高騰の状況を踏まえて、補助金額について市の見解は、についてお答えいたします。

住宅耐震改修事業につきましても、耐震改修を行う住宅は、個人の財産であるこ

とから、国の補助制度の範囲内で、補助金額116万6,000円を上限として、国50万円、県33万3,000円、市33万3,000円の負担割合で事業を実施しており、市単独での補助金の増額は考えていません。

現在、国の制度改正において、物価高騰の状況に鑑み、補助金の上乗せを検討していると聞いてございます。市としましては、実施者の負担軽減を図るため、積極的に国・県の補助金等を活用していきたいと考えておりますので、今後も国の動向に注視しながら、県との連携を密に補助金の確保に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 国の制度改正の可能性があるとのことでしたが、国の補助金が増えられた場合の本市の補助金額の上乗せについて、考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

国の制度改正による補助金の上乗せについては、県の動向を見た上で判断することになりますが、実施の場合、国と地方の負担割合に応じ、市も同額分を負担することとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時12分)

再開 (10時29分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で、1番目に、岩出市の水道水について、2番目に、ペーパーレス化の推進について、3番目に、岩出市紙おむつ支給事業について、この3点について

質問いたします。

まず1点目、岩出市の水道水についてです。私たちの生活に水は欠かせません。国土交通省の2021年版日本の水資源の現況によりますと、水道水をそのまま飲める国は、日本を含め世界でたった12か国と発表されています。日本は水道の水質がよく、そのまま飲める数少ない国の1つです。確かに海外旅行するときは、現地の生水を飲むとおなかを壊す、必ずペットボトルの水を飲むようにと聞いたことがあります。

ところで、私は、これまでに何人もの方から、岩出の水、水道水ですが、おいしいとの声を聞きました。私自身、料理や飲料水として普通に水道水を利用しています。しかし、最近、ニュースで、岡山県吉備中央町の浄水場で国が示す基準値の28倍ものPFASが検出され、全国で初めて公費による血液検査が行われたことが報道されました。PFASとは有機フッ素化合物の総称です。永遠の化学物質と呼ばれ、ほとんど分解されることなく、体内や自然界に蓄積され、国際条約によって使用が禁止されているとのこと。しかし、水道水の検査では、PFASは水質基準に含まれていないので、検査を行う水道事業体もあれば、行わない水道事業体もあるのが実情です。

そこでお伺いします。1点目、市で実施している検査は何項目で、PFASの検査も入っているのでしょうか。

2点目、検査の頻度についてお聞きします。

3点目、本市において、安全な水を供給するために行っていることと、今後取り組むことをお答えください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事 奥田議員の1番目のご質問、岩出市の水道水についての1点目、市で実施している検査は何項目か、また、項目にPFASは入っているのか、についてお答えします。

岩出市では、水質基準項目51項目と水質管理目標設定項目27項目の計78項目の水質検査を行ってございます。水質基準項目は、水道法第4条に基づくもので、人の健康に関する31項目、生活利用上、また施設管理上、障害のある20項目で設定されてございます。PFASは水質基準項目ではございませんが、今後、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある水質管理目標設定項目に含まれており、本市では検査を実施してございます。



続きまして２点目、検査の頻度は、でございますが、水質基準項目は、必須の水質検査項目で、水道法施行規則第15条の規定に基づき、年１回の51項目検査、毎月１回の11項目検査、３か月に１回の27項目検査を実施してございます。P F A Sを含む水質管理目標設定項目は、任意の水質検査項目で、年１回の検査を実施してございます。

続きまして３点目、本市において、安全な水を確保するために行っていることは、また今後の取組は、でございますが、水質基準には何ら問題がございませんので、現行の水処理を続けていきますが、来春をめどに水質基準の見直しが検討されていきますので、国の動向を注視して適正な対応を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市では水質検査の項目にP F A Sも入っていると答えいただきました。P F A Sについて、国の示す基準値は１リットル中50ナノグラムですが、令和６年度に実施した水質検査では、P F A Sの検査結果はどうだったのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事 奥田議員の再質問にお答えいたします。

令和６年８月に実施した水質分析結果では、P F A Sの１リットル中の含有値は、原水でございます第一浄水場では11ナノグラム、給水栓で測った値でございますが、これでは岩出市役所で10ナノグラム、東坂本配水池で19ナノグラム、中島水源地で17ナノグラム、第三浄水場で11ナノグラムであり、いずれも暫定基準値内でございます。

また、先日、市のウェブサイトにも水質検査結果を掲載してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ２番目の質問に行きます。市役所のペーパーレス化についてです。

政府は、以前から、電子帳簿保存法やe－文書法の施行など、働き方改革の中でペーパーレス化を推進してきました。2021年には、行政手続の押印を廃止する脱ハ

ンコ法案が可決し、日本のデジタル化を推進するデジタル庁も発足しました。今後も政府によるペーパーレス化や電子化推進の動きはますます強まると考えられます。行政にとってペーパーレス化のメリットは、庁内での会議に必要な資料の印刷や書類の決裁などに伴う職員の業務の効率化、文書の保管スペースの削減、コピー用紙購入費用や印刷代などの経費の削減などが考えられます。

また、近年、世界的に注目を集めているのがSDGs、持続可能な開発目標の考え方です。紙を大量に消費し続ければ、紙の材料となる木の伐採が進み、間接的に環境を破壊することになります。SDGsで掲げられる17の目標のうち、12番のつくる責任、使う責任、13番の気候変動に具体的な対策を、15番の陸の豊かさを守ろうが、ペーパーレス化と関連性のある項目として上げられます。

そこでお伺いします。1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年度の使用量についてお答えください。

2点目、SDGsの観点から、ペーパーレス化が望まれますが、市役所の推進状況について伺います。

3点目、ペーパーレスの目標設定はどうかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 奥田議員のご質問の1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年度の使用量は、についてお答えします。

市役所全体におけるコピー用紙につきましては、レーザープリンター及びコピー機、輪転機で使用しております。おおむね購入量と同数の使用枚数となっております。コピー用紙はサイズが4種類あり、それぞれ重さが異なることから、A4サイズとして換算した購入量でお答えさせていただきます。令和元年度、434万1,875枚、令和2年度、448万1,875枚、令和3年度、341万6,750枚、令和4年度、484万枚、令和5年度、371万枚となります。5年間の合計で2,079万500枚となっております。

次にご質問の2点目、SDGsの観点からペーパーレス化が望まれるが、市役所の進捗状況は、についてお答えします。

コピー機及びプリンターでの印刷は、特別な用途を除き、両面機能や集約機能を使用し、用紙削減に取り組んでおります。また、メモ用紙や供覧用紙には個人情報等を含むものは除き、ミスコピーの裏面を使用しております。電子的な取組といたしましては、庁舎内における通知、それから情報交換などは、電子メールや庁内電子掲示板を活用しております。また、今後、市役所のDX、デジタルトランスフォー

ーメーションを進め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、ペーパーレスの目標設定についてお答えします。

令和３年３月に策定いたしました第４次岩出市地球温暖化対策実行計画において、令和元年度の使用量から、５年間で削減率を５％を目標としております。議員のご質問にありましたＳＤＧｓの目的である持続可能な社会の実現のためにも、目標達成に向けて努力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 市ではペーパー使用量を削減するために両面印刷にしたり、それからミスコピーの裏面をメモ用紙に使ったり、また電子メールを活用するなどして、さらなるペーパーレス化を推進していくということですが、家庭においても同じような紙の使用量を減らすためには両面印刷や、それから使用済みの紙の裏面活用、また印刷をする前に間違いがないか念入りに確認をしたり、そういうことは行っております。しかし、本格的にペーパーレス化を推進するためにはタブレット端末の導入が欠かせないと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 奥田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、今後、市役所のＤＸ、デジタルトランスフォーメーションを進める中で、議員ご提案のタブレットの導入も検討材料として含め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ３番目は、岩出市紙おむつ支給事業についてお聞きいたします。

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の第２章、高齢者を取り巻く状況によりますと、６５歳以上の高齢化率、７５歳以上の後期高齢者率ともに年々上昇傾向で推移しており、６５歳以上の高齢化率については、令和５年で２４．６％、平成３０年と比較

すると2.3ポイント増加しています。後期高齢者については、令和5年では12.3%、平成30年と比較すると2.6ポイント増加しているということです。また、要支援・要介護認定者数は、令和5年では2,160人となり、令和4年より減少していますが、第7期の最終年である令和2年の2020年を基準としましたら、令和5年では49人、1.02倍増加していると示されています。

今後、人口の高齢化が進む中、要介護者が増えることは容易に想像できます。介護される側にとって、在宅介護のメリットは、なれ親しんだ自宅や住み慣れた地域で生活が続けられ、家族との時間を長く持てることでしょう。

一方で、在宅介護は、施設介護と比べると、家族の精神的、肉体的、また経済的負担が大きくなる傾向にあります。本市では、自宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に、介護に必要な紙おむつを支給する事業があると聞いています。介護をする家族のご負担に寄り添った事業と考えます。

そこで質問です。1点目、支給対象者の要件についてお答えください。

2点目、過去5年間に給付を受けた者の推移はどうなっているのか、お聞きいたします。

3点目、支給要件の緩和を望む声がありますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、岩出市紙おむつ支給事業についてお答えします。

この事業は、在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給することにより、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が日常生活を継続できるよう支援することを目的として実施しています。

議員ご質問の1点目、支給対象者の要件につきましては、1. 介護保険制度における要介護認定を受けている者、2. 寝たきり、または認知症の者、3. 常時失禁状態にある者、4. 同一住所にある者の直近分の所得税が非課税であることの全てに該当する方となり、申請者は同居家族となります。

続いて2点目、過去5年間に給付を受けた者の推移につきましては、令和元年度、50件、令和2年度、56件、令和3年度、62件、令和4年度、42件、令和5年度、39件、令和6年度は11月末時点で70件となります。

続いて3点目、支給要件の緩和を望む声があるが市の考えは、につきましては、

9市の状況を比較したところ、先ほど申し上げた要件4点のうち3点については他市もほぼ同様であります。4点目の所得要件については違いがございます。まず、対象者の所得要件につきましては、多くは市町村民税非課税となっておりますが、本市は所得税非課税としているため、範囲は他と比較して、若干緩和されていると考えております。

一方、家族に対しては、本市は所得税非課税を要件としておりますが、他市においては課税・非課税を問わない要件となっているところも少なからずございます。支給要件の他市との状況は以上となりますが、現在のところ、見直す考えはございません。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 支給要件につきましては、現在のところ見直す考えがないというふうにお答えいただきました。現在、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅介護が推進されており、今後、ますます在宅で過ごされる方が増加すると考えられます。こういった状況において、介護者である家族に対する支援として、今後、紙おむつ支給のさらなる充実が必要だと考えますが、なぜ見直す考えがないのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

なぜ、今後も支給要件を見直す考えがないのかということですが、紙おむつ支給事業は、介護保険の地域支援事業の任意事業として実施しています。この事業については、国において保険給付の上乗せ、横出しとなるものであり、市町村特別給付または保健福祉事業等により実施すべきものと整理されています。

このことから、平成27年4月から第6期介護保険事業計画において、原則任意事業の対象外とされましたが、平成26年度に本事業を実施していた市町村に限り、例外的な激変緩和措置として、任意事業の対象とされている経緯がございます。第9期、令和6年度から8年度計画におきましては、国から、本事業は市町村特別給付及び保健福祉事業等へ移行を含めた計画的な廃止、縮小に向けた取組によって行うよう注視されております。

よって、今後、激変緩和措置が終了し、市町村特別給付等へ移行した場合、保険料で多くを賄うこととなり、被保険者の負担増につながるおそれもございます。こ

のようなことから、現在のところ、見直す考えはございませんが、今後も、国等の状況を注視しながら、慎重に対応してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 13番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。

まず1つ目は、岩出市総合保健福祉センター、ヘルストロン使用についてであります。

ヘルストロンは、1963年に、厚生省、元厚生労働省から医療機器として承認された世界初の電位治療器です。ヘルストロンとは、電極と電極の間に通電することで形成された電界に体を置き治療を行う医療機器で、様々な効果が期待できます。効果は人それぞれですが、通電することで血液の循環をよくしつつ、肩こり、慢性便秘、不眠症を和らげる効果があると厚生労働省の認可を得ています。

いつまでも生き生きと健康でということで、医療機関をはじめ、全国の自治体の公共福祉、文化施設などにも設置されており、岩出市にも総合保健福祉センターに設置されています。

そこで、年間の利用者数と1日の平均利用者数についてお聞きをいたします。

2つ目は、ヘルストロンの利用については、市では1回20分となっております。市民の利用者からは、機器の設置は大変喜ばれておりますが、20分という時間の根拠は何なのか。また、もう少し時間を長くできないのかという意見をいただきました。また、利用前には、名前、住所、使用開始時間の記入のノートがございました。機器の利用に関係なく誰もがみれるものとなっており、これ改善を行う必要があるのではと考えます。

例えば議会の傍聴などできたら名前を書き、住所を入れという形になって、箱に入れてもらっているんですね。やっぱり今回、福祉センターの状況をあいあいセンターに行って、ヘルストロンの使用を見ると、ノートに書くような形になっているので、過去から全部見れちゃうんです。やっぱり使用されているのが、高齢者であ

るということから、これは個人情報漏れたり、やはり住所を特定されたりという問題があるのではないかと考えますので、この改善を求めたいと思います。その考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、岩出市総合保健福祉センター、ヘルストロンの使用について、にお答えいたします。

まず1点目、年間の利用者数は、令和5年度実績で6,900人、1日の平均利用者数は約18人となっています。

次に、2点目の使用できる時間の改善と利用方法の改善を求める、についてですが、使用時間は、現在1人1回につき20分以内の利用をお願いしております。時間の設定については、厚生労働省が推奨する1時間以内という基準はありますが、機器メーカーの公共施設における利用時間は、広く市民に利用いただくため20分程度とすることが望ましいとの助言に基づき設定したものでございます。今後は、厚生労働省の推奨が1時間以内ということもございますので、他の利用者がいない場合などでは柔軟に対応していくことを検討してまいります。

また、現在、ヘルストロン前に設置している利用者名簿については、市来議員ご指摘のとおり、大切な個人情報になりますので、適切に管理できる1階の総合案内に移動し、管理を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、自転車の安全対策についてであります。

令和5年4月1日から全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。和歌山県では、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、その42%が頭部に致命傷を負っています。自転車乗用中にヘルメットを着用していないと、着用している場合に比べ、交通事故における死亡率、約2.4倍になると言われております。ヘルメットの着用は、人的被害の重大化防止に大変有効です。

昨年の和歌山県の自転車乗用中の交通事故件数は219人、死者者数は5人、負傷者207人、亡くなった方全ての方がヘルメットを着用していませんでした。市町村

別では、和歌山市が一番多いですが、2番目に岩出市となっています。件数15件、死者数は1人、負傷者が13人、ヘルメット着用は努力義務ですが、子供たちはもちろん、自転車を利用する市民の方に命を守るため、啓発する活動は大事なことでと考えます。

そこで、まず自転車ヘルメット着用の現状と課題についてお聞きをいたします。

2つ目は、自転車の安全教育の現状と課題についてお聞きします。

3つ目は、令和6年の11月から道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する、ながら運転し、ながらスマホの罰則が強化され、また自転車の酒気帯び運転が新たに罰則の対象とされました。自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする、ながらスマホが道路交通法により禁止、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。酒気帯び運転についても罰則の対象となります。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。

今般の改正道路交通法においては、ながらスマホの罰則強化等に加え、自転車の交通違反に対して罰則金を納付させる、いわゆる青切符による取締りの導入が規定されました。この青切符による取締りは、16歳以上を対象としています。今回の改正を広く周知する取組が必要だと考えます。また、対策も必要だと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の2番目、自転車の安全対策について、一括してお答えいたします。

1点目の自転車ヘルメット着用推進の現状と課題についてであります。令和6年7月に実施された都道府県警の調査によりますと、自転車乗車時のヘルメット着用率は全国で17%、和歌山県では14.9%となっております。和歌山県の着用率は全国平均を下回るものの、都道府県別では20位であり、近畿では最も高い着用率となっております。

課題といたしましては、昨年より向上したものの、いまだ着用率が低いことで、市といたしましては、引き続き交通安全街頭啓発や交通安全教育、ホームページの掲載など、あらゆる機会を通じて、自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務であることを周知し、着用率向上を推進してまいります。



2点目の自転車安全教育の現状と課題につきましては、市では、子供の交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、交通安全教室などを開催し、自転車などの交通ルールの習得と、交通事故防止を目的とした交通少年団や、高齢者を対象とした交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と自転車の交通ルールなど、交通安全知識の習得を目的とした、ときめき交通大学などを実施しております。

3点目、道路交通法改正により自転車のながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転の罰則が新設された対策につきまして、市として、警察において実施する交通取締りによるところが大きく、県内でも既に検挙事例があると確認しております。市といたしましては、交通安全運動の街頭啓発において広報を実施するなど、周知を図っているところでございます。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の2番目について、学校等の取組をお答えいたします。

1点目の自転車ヘルメット着用推進の現状と課題につきましては、令和5年4月1日からの努力義務化を受けて、4月の校長会で各校に周知徹底を促しました。その後、7月25日付で、総務課のほうから庁舎内に情報提供がありました、ヘルメット購入に際し、安全基準に適合したヘルメットを選択することを推奨するという国民生活センター作成のチラシを学校にも紹介いたしました。

課題につきましては、小学校では、13歳未満の子供には着用義務があるということですので、児童については学校の安全指導の中で、保護者に対しては手紙やチラシで着用するよう周知を図っておりますが、最終的には保護者の判断になるというところでございます。中学校では、入学前に全生徒がヘルメットを購入し、市においても購入費用の半額助成をしておりますが、着用率はなかなか上がらない現状でございます。

2点目、自転車安全教育の現状と課題は、につきましては、各小中学校では、毎年、岩出警察署や生徒指導部による交通安全教室を実施しております。両中学校では、生徒心得の中にも自転車の乗り方について規則を設けております。また、長期休業前のおたよりの中でも、必ず交通安全とともに、自転車の乗り方についても注意喚起を行っております。さらに、教員が学校の自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用しており、児童生徒の模範となるよう努めております。

課題につきましては、現状に合った取組をあらゆる機会を捉え、継続して実施していくということでございます。

3点目の自転車のながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転の罰則が新設されたが

対策は、につきましては、道路交通法改正が本年11月1日でしたので、11月の校長会で各校に周知したところでございます。各小中学校においては、児童生徒に、ながらスマホをしないよう指導を行うとともに、市教育委員会におきましても、全児童生徒に配布する冬休みに向けての保護者チェックシートの中に、ヘルメットの着用とともに盛り込みました。

また、本日12月17日、岩出市青少年市民会議、岩出市保護司会、岩出市更生保護女性会、岩出警察署、岩出市青少年センターが合同で、市内スーパーマーケット2か所において、自転車の乗り方についてのチラシ配布を行っております。

今後も、学校などを通じ、ヘルメット着用率の向上と、ながらスマホの根絶に向け、啓発と指導を継続してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、中学校については、自転車の登下校を許可しているということで、ヘルメットについては、補助という部分が出されていると思います。小学生以下というのと、あとは一般市民に対する対策です。いろんな形で教育だったり、市民への広報だったり、そういった形で教育的なことも含めてやられてるということなんですが、現在、337の自治体ではヘルメットの購入補助制度、これを設けている自治体があります。実施内容は様々です。65歳以上の高齢者を対象にしたものや、町内、市内に住む方全てを対象にしているところ、また、18歳以下を対象にしているところ、それぞれやり方は様々ですが、そうした方法でヘルメットの購入補助をやっている自治体があります。金額も1,000円補助から3,000円補助など、自治体に合った方法で取り組んでいる。

和歌山県では、那智勝浦町が実施をされています。私は、大変和歌山県の中では少ないというふうに思うんですが、岩出市でも、事故件数でいうと、和歌山市が最も多いですけど、岩出市も2位という形になっていると。やはり命を守るという点では、ヘルメットの助成制度、これについても取り組むことが必要ではないかと考えます。それも併せて、自転車に乗る方々に注意をする形で促していくということが必要だと考えますが、岩出市でもヘルメットの購入補助、これを設ける考えはあるのかという点をまずお聞かせください。

次に、市のウェブサイトでは、ヘルメットの改正については広報として載っておりました。ところが、11月からの道路交通法の改正された、ながらスマホの罰則化についての広報というのは、まだ載ってなかったんですね、私が調べたところでは。

やはり周知をするというのであれば、今、私、一般質問するんで、多分今やっている予定なのかもしれないんですけど、すぐにこういうことについては、しっかりと情報をキャッチをし、それを市民に知らせるということは十分必要であると考えます。これについての情報提供について、もっとしっかりやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の１点目、ヘルメット購入に対する補助制度について考えは、ということだったと思います。

先ほど教育部長のほうから話がありましたが、現在、岩出市の中学校の生徒に対するヘルメットの支給に関する要綱により、中学生の自転車通学、この場合、半額の費用で負担、支給を行っているところですが、その他、一般の方に対する購入に関しましては、自転車を利用される方で個人負担していただきたいという考えでございますので、現在のところ、補助制度については考えはございません。

それと、２点目の市の広報についてということで、11月からの道交法改正についての記載がないということでございます。誠に申し訳ございません。至急、こちらのほうも載せさせていただくようにさせていただきます。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ヘルメットの補助については、個人負担で考えているというふうに今おっしゃいました。私、大事だなと思うのは、中学校では、そうやって登下校に自転車通学をオーケーにしているからやっているけど、小学生以下ですよね、習慣という形でやってもらおうと思ったら、そういう補助というのもしながら広めていくという対策ってすごく大事ではないかと。それは子供たちだけではなく、市民の命を守るという点では、例えば、岩出市では車に乗らなくなった方が自転車に乗ると。そのときにヘルメットの補助があります。自転車乗ろうかというような形になったり、命を守るという観点では、補助をしてもいいのではないかとというふうに考えるんですね。

その点について、再度お聞きをしたいと思います。個人負担ではなく、そうしたような対応をしっかりと取ることにはできないのかという点を再度聞きたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの市来議員の質問の中でも、自治体でも三百幾つかの自治体のほうで補助が出ているというお話もございました。おっしゃるように、命に関わる部分でもございます。ただ、現状では、うちのほう、個人負担でお願いしたいというところではございますが、今後に向けて、ほかの自治体等の調査をさせていただきたいと思っています。

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3番目は、物価高騰等の経済支援についてであります。

今、物価高騰で給料も年金も上がらず、市民の生活も大変な状況になってきています。私たち、日本共産党が行った市民アンケートの結果でも、物価高騰が続く中で生活が苦しくなった、苦しいと答えた方は7割を超えており、今、市民生活を守るための対策を打つことが非常に重要であると考えます。一番大事なものは、国民の暮らしを支え、所得を増やすことですが、政府は、11月22日、新たな経済対策、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定しました。

今回の経済支援、重点支援地方交付金は、自治体の独自施策の財源となるものです。内閣府は、経済対策が閣議決定された22日に、事務連絡、重点支援地方交付金の追加についてを各都道府県に発出し、自治体での具体化を急ぐように呼びかけています。そのことから、今回質問を行います。

まず、市民生活の現状を市としてどう捉えているのか。

2つ目は、物価高騰対策支援として閣議決定された重点支援地方交付金の概要、推奨事業、新たに追加された事業についてお聞かせください。

3つ目は、市の活用事業の内容についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員ご質問の3番目、物価高騰等の経済的支援についてお答えいたします。

まず、1点目の市民生活の現状についてですが、岩出市のみの状況を把握した指標等はありませんが、近畿財務局和歌山財務事務所が公表しております、和歌山県内経済情勢報告、令和6年10月判断においては、県内の景気動向は持ち直しして

いると基調判断されております。ただし、先行きについては、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意をする必要があるとされております。本市においても持ち直しはしているものの、依然として予断を許さない状況が続いているものと考えております。

2点目、重点支援交付金については、令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、低所得世帯への給付金の支援を行うこと、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することを目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が盛り込まれ、補正予算案において約1.1兆円の追加計上されたものでございます。1.1兆円のうち0.5兆円が低所得者支援枠、0.6兆円が推奨事業メニューとされております。

低所得者支援枠には、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、子育て世帯は子供1人当たり2万円の加算支給を行うものであります。

推奨事業メニューについては、国により8つのメニュー、1つが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、2つ目、エネルギー、食料品価格等の高騰に伴う子育て世帯支援、3つ目、消費下支え等を通じた生活者支援、4つ目、省エネ家電等への買換えによる生活者支援、5つ目、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、6つ目、農林水産業における物価高騰対策支援、7つ目、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、8つ目、地域公共交通、物流や地域観光事業に対する支援が示されているほか、地方において、さらに効果があると見込まれる事業に対して活用できるものとなっております。

現状把握できている情報では、大幅な新規項目はございませんが、これまで本市でも独自事業として行ってきた水道料金の免除が、推奨事業のメニューに盛り込まれるとされております。

3点目の市の活用事業については、国において補正予算が審議中であり、交付限度額等が示されていないことから、実施する事業は未定となっております。国補正予算成立後、交付限度額や交付要綱等の通知があり次第、前向きに実施事業について検討を進めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 市民生活の現状についてなんですけど、県内では景気が回復していると

いうふうになっているということなのですが、現実問題、執行部の皆さんも自分たちの生活から考えて言うてもらったらいいいと思うんですけど、本当に生活水準と経済が戻ってきている。給料も引き上がって、よくなったって思われますか。

実際に感じているかというところでは、市民の多くが全くそんな感じられてないというのが圧倒的、買物行けば、何から何まで物価高騰して、大変な状況ですよ。食料品だってどんだけ上がっているか。市民生活についての現状をどう捉えるかというときに、当然、きちっとした支出表で物を言わないといけないというのは、そうなのかもしれない。でも、実際本当にそう感じている、思っている。それが本当に市民生活に合っているのかというのは、私すごく納得できない。実際の感覚からして、どうなんですかというのを聞きたい。

暮らし、本当に大変ですよ。この間も、今年最後の年金が支給されました。年金だけでは本当に大変だというたくさんの声寄せられてます。それでなくても子育て世代が多いところでは、物価高騰で大変な状況だって給料上がらない。

もう一回、市民生活の現状について、しっかりどう考えているのかというのを答えていただきたい。でないと話が合わない。

そこでですよ、今、国からの示された概要がはっきりしないから、重点のやらないといけない活用ですね、事業というのは、それが決まってから決めるんだって。それもどうなのかと。大変な状況だからこそ、それをどう活用するかというのは、当然考えていることだと思うんですよ、今でも。推奨事業メニューについては、自由度の高い財源ですよ。それを幅広く、どんだけやるのか。また、プラスして市が独自で、それを上乗せしてやるのか、この点も当然見ていく必要があると。それは生活実態から考えて、どうなのかというところから始まるわけですよ。

国のやつが、概要しかないから分からないじゃなくて、しっかりとそこを考えていること、ちょっと言うてくださいよ。どんなものを考えているのかと。それすらもないんですか。その点について、再度答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、市民生活の現状をどう捉えているかということでした。先ほども申し上げましたとおり、岩出市のみで状況を把握しているというところがございません。ただ、肌感としてどうかというところもおっしゃっておられましたが、確かに世の中の物価が上がっている。スーパーへ行っても物が高いというのは、皆さん、

お感じのところはあるかと思います。

ただ、市といたしまして、これ次のこれからの施策にもつながるところではあるんですけども、国の状況が分からない中で、どんなものを考えているかというお話の中で、やはり多く市民の皆様に、一部の方とかではなくて、多くの方に享受していただけるような、そういう施策を考えていきたいというふうには考えております。

以前の水道の減免とか、そういうのも広く多くの方に届けられるものだというふうに考えておりますので、できればそういう施策を推進していきたいなとは思っております。

それから、給付金の上乗せというお話もございました。先ほどから申しておりますように、今、国の補正予算、ちょうど審議しておりますので、多分、今日、明日とかに成立はすると思います。そうしますと詳細な情報が入ってきます。要は全体の額とか、そういうのも含めまして、全体が把握できないと、なかなかその事業、こういうのをしていくというのが難しいと思いますので、入り次第、今まで実施してきました物価高騰のための支援、これを踏まえまして、事業の効果、対象範囲をバランス等に留意しつつ、検討していきたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 大事なことだと思うんです。全世帯にやるのか、一部をやるのかという問題もあるんですけど、国のやつだけではなくですね、じゃあ、岩出市としても、もちろん出すときに、やるときに上乗せしてやったり、岩出市が独自でやる、そういったような考えはありますか。その点を最後に聞きたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市として独自の事業、それからまた、上乗せを行うかということでございます。ちょっと繰り返しで申し訳ないんですけども、全体像がまだはっきりとつかめてない状況で、こういうことをする、こういうふうにやっていくというのが、明確にはお答えすることがしにくい状況ではありますので、国の中身が決まり次第、その辺も含めて、予算のほうをつくっていきたいと考えております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた

します。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、防災関連についてと題して、1つ目、防災行政無線の放送についてと、2つ目、夜間避難時の防犯灯の活用について、この2つの観点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この点は、今後30年以内に発生する確率が70%と予想されている東南海地震に対して、必要不可欠な行政の情報伝達・初期対策であり、甚大な被害が想定される中、被害を最小限に抑えることができる大切なツールの一つであると考えています。また、平時では、市内放送や行政情報等々、地域では暮らすお年寄りの方からお子様の方の足元を照らす安全を担っているものが、防災行政無線と防犯灯だと思っています。

これらは市民の方々にとって、多岐にわたり必要な情報であり、安心・安全を担うものと認識していますし、市民の方々からも関心事項の1つだと思えます。だからこそ、この2つのことで、市民の方々から意見や要望をお伺いすることが多いのも事実であります。これはまさに市民の声であります。

それでは、特に質問の多い1つ目、防災行政無線の放送について、4点お伺いします。

8月8日に宮崎県日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことを受けて、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表され、1週間、呼びかけが続きました。また、本年1月に発生した能登半島地震をはじめ、各地で発生する様々な災害に対しても、市民の方々の関心事として、行政の地域防災計画の検証事業は注視されるところであります。

周知啓発でも、事前の防災活動、災害時における初動活動、安心・安全な避難体制においても、自助・共助・公助の考え方が非常に大切であることを認識される市民の方々が増えてきているとは思いますが、ほとんどの方が認識しているには程遠いと思われます。

市長も今定例会冒頭で、地域防災訓練について、南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定し、逃げ遅れをなくするための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練をと述べられています。それだけ初動体制の中で、防災行政無線の役割は大きいと考えます。

そして、私が伺った市民の声と類似点が多い内容としまして、先日行われました



本市の市政懇談会では、特に印象に残った質問が2つあり、紹介させていただきます。

1つ目は、巨大地震が懸念されている中、自治会において自主防災会が編成されていますが、実際の具体的な活動において、行政との役割分担や地域特性に応じた活動を行う必要性があります。自助・共助の理念は一定理解しますが、災害時のノウハウを持ち合わせていないのが現状で、苦慮しているところです。自主防災会という器と活動に対する補助制度やセレモニー的な訓練では、発災時に機能しません。そして、もう一つが、当団地は、放送設備、スピーカーがありません。団地設立当初はありましたが、約50年、騒音苦情により撤去しました。

昨今の災害事情を鑑みますと、やはり放送設備、スピーカーが必要との団地の総意の意見により、令和5年11月に岩出市総務課に設備依頼をしています。また、防災行政受信機を借用して設置していましたが、電波が弱く、使用不可が判明しました。災害有事が起こり、放送設備がないがために逃げ遅れが生じることのないよう、できるだけ対応をお願いしますとのことでした。

これらの意見、要望から、まず進めなければならないことは、防災行政無線を使用する市民放送について、平時は、放送用スピーカー周辺の方々への配慮を含め、音量を一定程度抑え実施していること、災害時の緊急情報等については、伝達を高めるために、最大音量による放送を行うなど、これらのことを全岩出市民に周知していくことが大切だと考えます。

なので、一度、有事の際の音量で、地域防災訓練日を設けて、市民の方々に現状を知ってもらい、そこから具体的に何が必要か認識していただき、そして何に対して、何を改善しなければいけないかが見えてくると考えます。実際に放送が届かないところは、本市が進めている電話応答サービスや安心メール等々、ソフト面の改善や初動体制で放送される具体的な内容を段階ごとに放送することで、個人、自主防災会がどのように行動すればいいかが見えてくると思います。発災時の行動にもつながると考えます。

これらを踏まえて、防災行政無線のハード面を改善していくのか、電話応答サービスや岩出市安全・安心メール、ライン、配信サービスのソフト面を強化していくのか見えてくるように思われます。今までの様々な精査と職員の方々の努力を鑑みますと、また市民の方々にとっても重要な対策と考えますし、市民の命を守る大切な課題だと考えます。

そこで4点について質問します。1点目としまして、市民の現状を踏まえて、市

民の意見、要望に対する課題は、についてお答えください。

2 点目としまして、岩出市の電話応答サービスの利用状況は、また避難情報の放送時、回線回数が不足することはないのか、についてお答えください。

3 点目としまして、防災行政無線戸別受信機の設置状況についてお答えください。

4 点目としまして、電話応答サービスと防災行政無線戸別受信機を今後どのように全市民に周知啓発していくのか、お答えください。

この4点についてお答えください。

そして、もう一つの観点から、夜間避難時の防犯灯の活用について、2点お伺いします。

近年、未曾有な自然災害により、広い範囲で停電が長続きし、夜間の避難や外出が困難になっています。このような停電時の道路の明かりを確保する防犯灯の必要性が高まっています。いつどこで大規模な災害が発生するか分からない日本において、防犯灯のような非常時の明かりが必要不可欠なことは、皆さんがご周知するところであります。

ネット検索から、公社日本防犯設備協会では、夜間における避難の問題点を明らかにするために、東日本大震災と熊本地震に関してアンケートを実施したそうです。震災直後の停電に、夜間外出したときに不安を感じた人は、東日本大震災では85%、熊本地震では56%もありましたとのこと。内容は、街灯を増やしてほしい。停電時に点灯する電池内蔵の街灯にしてほしい。ソーラーでバックアップできる街灯にしてほしいという意見でありました。

これらも日本防犯設備協会からありますが、災害で夜間に停電になったと想定し、野外を移動したときに、最低限必要な明るさは、最少水平面照度で0.1ルクス、照明の明るさの度合いを示す単位以上であれば、避難に問題ないということです。これらのことを踏まえまして、2点お伺いさせていただきます。

1 点目、市民から防犯灯の要望件数は幾つあるのか、また必要箇所の把握はしているのか、についてお答えください。

2 点目は、防犯灯の設置に必要な要件は、についてお答えください。

この2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員のご質問の防災関連についての1 点目、防災行政無線の放送は、についてお答えいたします。

1つ目の防災行政無線に関する意見、要望については、屋外拡声支局、いわゆるスピーカーでの放送が聞きづらい、またスピーカーを新たに設置してほしいとのご意見ご要望をいただいております。音量調整などで可能な限り対応しておりますが、一方で、放送がうるさい、音量を下げてほしいとのご意見も存在するのが現状です。スピーカーを新たに設置するとなると、まず第一に、設置場所周辺の皆様のご理解ご協力が得られることが前提となります。

2つ目の電話応答サービスの利用状況についてです。令和6年1月から12月までの1年間で約650件となっております。また、過去5年間の平均といたしましては約550件となっております。避難場所の放送時にはアクセスが集中する可能性はありますが、つながらなかったとの報告はございません。また、避難情報発令の際には、スピーカー、戸別受信機での放送や電話応答サービスのほかに、緊急速報エリアメール、安心・安全メール、ラインなどのSNSなど、複数の手段で情報提供を行っておりますので、ご活用ください。

3つ目の防災行政無線戸別受信機の設置状況につきましては、令和6年9月から貸与事業を開始して、12月現在で37台の貸与を行っております。また、公民館や学校などの避難場所となっている市の施設20か所にも設置しております。

4つ目の電話応答サービスと防災行政無線戸別受信機の今後の周知啓発についてですが、平時はもちろん、災害時の情報収集手段として有効な手段の1つであることから、引き続き市広報紙や市ウェブサイトでの周知を行っていくほか、各種イベント等での案内チラシの配布など、積極的に周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の2点目、夜間避難時の防犯灯の活用についてお答えいたします。

防犯灯の要望件数については、令和6年度で申し上げますと、11月末現在で、6自治会から11件の要望があり、設置の完了をしております。これにより市内全域に設置している防犯灯の基数は3,706基となっております。必要箇所の把握についてですが、各地域で防犯灯の設置が必要な箇所があれば、区自治会等の代表者から申請により、岩出市防犯灯設置要綱の設置基準に基づき、防犯灯の設置をしておりますので、現時点では、申請のあった必要とされる箇所については、全て設置していると考えております。

次に、防犯灯の設置に必要な要件は、についてですが、岩出市防犯灯設置要綱に基づく主な設置基準は、設置の間隔が原則として30メートル以上であること、そし

て設置することにより農作物等に影響を受ける付近の関係者の承諾を得ていること、そして維持管理費（電気代等）を区自治会が負担することなどが設置の要件であります。要件に適合していれば、防犯灯の設置は市が行い、設置後の電気代等の維持管理費については、区自治会が負担することとなっております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行います。2点について再質問させていただきます。

それでは、1つ目としまして、本市の道筋としまして、市長が就任挨拶で、近年は各地で豪雨や地震の発生の危険度が増しています。これらを踏まえ、今年度、地域防災計画検討事業として、改善点の検証に取り組み、防災体制の強化充実に向け進めてまいりますと述べられています。誰一人取り残さない防災の初動体制を確立するなら、防災行政無線の放送が聞こえなかったり、聞き取りにくかった方に対して、岩出市安心・安全メール、ライン配信サービスのセッティング講座を本市と民間と、また自治会が連携し、開催するなどの考えはないのかについてお答えください。

もう1点は、防犯灯の必要性についてお答えください。安上205番地付近から安上388番地付近に、南北につながる道路に関して、本市は夜間避難時に防犯灯は必要と考えるのか、についてお答えください。

この2点についてお答えいただきたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の内容といたしましては、防災行政無線が聞こえない場合に、メール、それからライン、こういうのを活用してほしいという中で、そういう方々に講習会等、開いてはどうかというお話だったと思います。

総務省におきまして、各携帯キャリアに対して、スマートフォンの講習会の開催の補助事業が現在行われております。岩出市におきましても、初めてのスマートフォン体験型講習会、これを令和5年度で開催させてもらっております。基本から応用まで4段階の内容となっております。理解度に合わせて、自由に組み合わせて受講していただきました。また、令和6年度では、障害者を対象とした講習会が対象となったため、開催をしようとしたんですけども、実際これは実施には至っておりません。

今後、携帯キャリアに対する補助というのが継続される予定ですので、自治体を対象とした補助事業はちょっと分かりませんが、市独自の開催を検討中という形で、今考えております。

ライン、メール、防災の部分だけを取り上げてという形ではなくて、広くスマートフォン自体を使っていただけるように、デジタルデバイドというんですかね、デジタルから乗り遅れないような、そういう講習という内容にはなっておるんですが、ひいては防災の情報を得る形にもなるかと思いますので、市独自での開催は、来年度は今検討中となっております。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

安上の205番地からというところの南北道、県道粉河加太線からうぐいす台のほうに上がっていく道ということであると考えられますが、こちらについての必要と考えるかというところについてお答えいたします。

まず、防犯灯につきましては、先ほどもお答えしたとおり、地域の区自治会等から要望があり、設置基準に適合していれば設置を行うというところになってございます。ということから、まず地域の区自治会にご相談いただき、維持管理費の負担、農作物等に影響を受ける付近の関係者や近隣住民の承諾を得た上で、区自治会から申請をいただければ、現地を確認し、設置に向け、対応させていただいております。

なお、自治会等の登録がされていない場合でも、任意の団体として代表者を決めていただき、設置基準に適合していれば、まず可能ですので、まず地域で話し合っていていただくというところをお願いしたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、尾和正之議員の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時47分)

再開 (13時13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた

します。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私にとって36年間の議員生活において、最後の一般質問となります。市長、市当局に対して、市民の切実な声を届ける最後の質問です。市民生活向上、市の観光行政の発展にもつながる質問です。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

1点目は、桜や桃、梅などを枯れさせる特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、2点目は、核戦争の危機が高まっている中で、核兵器廃絶のまち宣言を行っている岩出市としての取組についてを質問します。

まず、クビアカツヤカミキリの対応について質問します。

参考資料として、環境省などの資料もお配りしています。資料を見ていただければよく分かると思いますが、特定外来生物のクビアカツヤカミキリが、桜や桃、梅の樹木に卵を産みつけ、幹に穴を空け、枯らしてしまうという生物です。関東地方や近畿地方に急激に被害が拡大してきています。2024年8月時点で、関東では、群馬県、埼玉県、茨城県、東京都、神奈川県、近畿方面では、徳島県、三重県、奈良県、愛知県、和歌山県、大阪府、兵庫県、京都府で発見されてきています。

食害が進むと枝が落ちたり、木が倒れたりして、人がけがをするおそれが出てきます。枯れていなくても、伐採する必要性が出てきます。クビアカツヤカミキリの大きさは3センチから4センチほどで、首の部分が赤く、長い触覚を持っています。ライチのような臭いがし、産卵数が多く、木の幹の中を食べます。樹皮の中に1年から3年いて成虫になります。6月下旬から7月に大きくなり、8月上旬頃まで日中の暑い時間帯に活発に動くと言われています。

岩出市の根来寺周辺は、桜百選にも選ばれている名所です。桜については、根来寺や市内各地の保育所、小学校などにも桜は植えられています。岩出市としての対策も求められているのではないのでしょうか。被害の出ている自治体では、被害を拡散させないために、対策として、0.3ミリのネットを張って被害の抑制を行う対策や、調査研究も取られています。

クビアカツヤカミキリに関して、以下4点について質問を行います。

1点目として、桜や桃、梅などを枯死させるクビアカツヤカミキリについて、岩出市としての現状認識はどう捉えているのか。

2点目として、桜百選にも選ばれている根来寺周辺をはじめとして、市内各地域の現状調査を行うべき必要があるのではないかと。現状調査など、どのような状況と

なっているのか、お聞きをします。

3 点目として、被害地域の拡大を防ぐためには、早期発見、早期防除が非常に重要な役割を果たすわけですが、和歌山県から、駆除、防除など、対策の取組要請などは来ていないのかどうか。

4 点目として、橋本市では、西部中学校の桜は全滅状態となっているようで、被害拡大による桜の伐採事業の取組も行う予算化が考えられているそうです。岩出市として、クビアカツヤカミキリ対策の予算化、また、今後の対応はどう考えているのか、この点をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の 1 番目、特定外来生物クビアカツヤカミキリの対策について、通告に従い、一括してお答えいたします。

幼虫が、桃、梅、桜などの樹木内部を食害し、枯死させるクビアカツヤカミキリについては、岩出市内において、令和 2 年 6 月に初めて桃園で被害を確認いたしました。令和 6 年 10 月末現在で、果樹等の農地で累計 59 本、農地以外で累計 8 本の被害が県において確認されています。なお、伐採・伐根に対する支援としまして、県が補助を行っているほか、紀の里農業協同組合においても、防除のための農薬の補助がございます。

次に、クビアカツヤカミキリの調査については、県の防除計画に基づき、令和 2 年度以降、年 2 回、県、紀の里農業協同組合、岩出市及び紀の川市等で構成する那賀地方病虫害防除対策協議会において、市内での発生箇所とその周辺 1 キロの範囲を調査しているほか、通報があった場合は速やかに県に連絡し、対応いただいているところでございます。

次に、県からの駆除、防除などの対策の取組要請については、さきに述べたように、協議会で連携して対応してございます。なお、令和 4 年度からは、岩出市、紀の川市に啓発チラシの全戸配布を行っています。

次に、予算対応についてですが、橋本市では、被害本数が累計で果樹等の農地で 1,327 本、農地以外で 221 本と多いことから、防除薬剤購入や成虫進入防止ネットの補助を行っていると聞いてございます。本市においては、被害本数が累計で 67 本と少なく、紀の里農業協同組合において農薬の補助があることから、現在のところ、市での補助の考えはありません。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、日本共産党、紙智子参議院議員や、共産党の紀北地区所属の議員などの調査団が、果樹試験場かき・もも研究所の方と懇談を行ってきています。懇談の中で分かっているだけでも、令和6年10月現在で、6市6町の1,040園地、4,909本、非農地で152か所、365本の桜が被害を受けているとされています。実態調査が進めば、もっと被害数はあると考えられています。

私は、この間、根来のしだれ桜の後継樹の育成対策、老木化の対策など、何度も根来寺周辺の桜についての質問も行ってきました。観光地としても、今後、クビアカツヤカミキリの問題については、大きな課題になってくる、そういうふうなものとなるのではないのでしょうか。私は、市としても、この予算化対応、これどうしても必要不可欠な事態となっているんじゃないのかなというふうに思うんです。

先ほど和歌山県とタイアップというんですか、連携も含めて、調査なんかもされてきていると。年に2回されてもきているというようなことを言われているんですけども、私は、県とタイアップすることはもちろんそうなんですけれども、市独自でも、やっぱり力を入れて、その対応策、考えていくべきではないのかなというふうに思うんです。その点では、やっぱり市としての今後の対応、在り方、これはやっぱり問われてくる、そういう問題だと本当に思います。

そういう点では、先ほども答弁いただいたんですけども、クビアカツヤカミキリの問題について、市としての対応、これ改めて、今後どのような対応を取っていくのかという点、これ再度お聞きをしたいと思うんです。

そして、2点目として、今後の那賀振興局とのタイアップ、その点は市としてどのようにされていくのかなという点と、網状というんですか、さっきも言ったんですが、0.3ミリの網を貼ると。網のネット上のものを貼る。これがやっぱり今のところ一番効果があるというようなことも言われています。そういう点では、そうした網のネットなんかを貼ることなんかも含めて、市としての今後の取組方なんかも再度お聞きをしたいと思いますし、市独自で、改めて県の調査だけじゃなしに、市としても、市内各地の桜、保育所なり小学校、そういうところなんかも、県は県でやるけれども、年に2回というんじゃないしに、これだけ被害が広がってきているんだから、市としても、それ以外の部分で県にお任せするよというんじゃないしに、対応なんかが求められているんじゃないのかなというふうに思うんです。

そういう点では、今後の市の考え方も含めて、改めて再度どのように対応していくのか、この点お聞きをしたいと思います。



○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

被害の対応策、再検討はどうかというご質問ですけれども、先ほどもご答弁させてもらいましたが、被害本数が累計で少ないこと、また広範囲で被害が拡大していないことから、現在のところ、市での予算化の考えはありませんが、今後の状況を注視しつつ、被害が拡大した時点で、現在、紀の里農業協同組合が実施している防除のための農薬に対する補助支援に加え、市での補助支援も検討してまいります。

また、先ほど根来の桜というご質問がございましたんですけれども、根来寺の桜については、現在のところ、被害がございませんが、今後発生した場合、根来寺周辺は本市の観光振興の要であることから、対応を検討してまいります。

それと、調査、市独自でどうかという話なんですけれども、市単独での全体調査ではなく、先ほども申しましたように、協議会の中には、先ほど議員がお話の中にありました和歌山県果樹試験場かき・もも研究所も入っております。そういう中で検討して進めてまいりたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、について質問を行います。

平和に関する質問においては、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として、この間、平和バスの取組や、原水爆禁止世界大会への参加、平和市長会議への参加など、核兵器廃絶宣言自治体として何度も取り上げてきました。平和を求める議員として、最後の質問として、この問題を取り上げます。

2022年2月にロシアがウクライナに軍事侵攻を開始した直後から、核兵器の使用をちらつかせてきました。戦争の終結が見えない中で、新たな核戦争の危機が高まってきた状況となってきました。また、イスラエルによっても核兵器が使われ、核戦争が起こりかねない情勢にもなってきました。世界の人たちとともに、絶対に核戦争を引き起こさせない取組と運動が求められてきています。

まず1点目に、「核兵器廃絶の街」を宣言している自治体として、今の情勢をど

う捉え、今後の取組をどう進めていこうと考えているのか、岩出市としての見解をお聞きをします。

2点目として、今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会が受賞されました。核廃絶の運動を進める上で、大きな意義を持つものです。80年前の被爆体験から核兵器は絶対に使われてはいけません。人道に反するものと、核兵器の禁止と廃絶を訴え続けてこられました。

日本政府は、核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器廃絶の先頭に立つべきだと本当に取り組まれています。

今、石破総理によって、軍事費増大や基地増強の流れが強くなり、アメリカの戦争に協力する方向が強化され、日本が核兵器の標的にされかねない状況がますます強まってきています。「核兵器廃絶の街」の宣言自治体として、核兵器廃絶運動を進める点で何が求められていると捉えているのか、お聞きをします。

3点目として、岩出ユネスコ協会が、8月に根来寺において、「平和の鐘を鳴らそう」という取組も行われています。昨年、私も家族で参加をしましたけれども、もっと多くの方が参加されればいいのになというふうにも感じました。市としては、この事業、事務局を担当していると聞きましたが、積極的な支援活動、アピール活動を広げる取組、今後どう進めていくのか、市の見解をお聞きをします。

4点目として、原水爆禁止世界大会についてお聞きをします。

「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに、原水爆禁止2024年世界大会が開かれました。世界の市民や政府代表、被爆者、反核平和団体の代表らが集まり、核なき世界の実現に向けた取組を報告し、核兵器禁止条約を力に、核兵器廃絶に向けて、連帯を広げようと呼びかけられてきています。市長や自治体職員も数多く参加をしていますが、岩出市としての参加を考えるべきではないか。

また、小中学生や高校生が原水爆禁止世界大会に参加をしています。岩出市として、子供たちが参加をしている意義、これをどう捉えているのか、市の見解をお聞きをします。

5点目として、平和市長会議は、2024年12月1日付で、新たに36都市が加盟され、166か国、8,459都市が加盟する状況となってきています。私は、これまでの質問においても、平和市長会議から、加盟自治体に対しての取組要請として、平和の灯、平和の植樹、平和市長会議への参加要請、こういうことをしてはどうなのかということなども紹介もしてきました。残念ながら、岩出市としては独自にいろいろな事

業を行っており、取り組む考えはないと答弁がされてきました。積極的に平和市長会議からの要請に応えるべきだと考えますが、岩出市としての見解をお聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長　増田議員、２番目のご質問、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、についてお答えをいたします。

戦争がない平和な世の中への願いは、誰もが望んでいるところである。岩出市におきましても、世界平和を願い、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「核兵器廃絶の街」を宣言し、様々な取組を実施をしております。

このたび、原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞され、1956年結成からの長年の核兵器廃絶に係る活動が改めて評価されたことは、大変大きな意義を持つものと考えています。今回の受賞が核兵器の廃絶に向けた大きな一歩となることを期待をし、岩出市といたしましても、核兵器、戦争のない世の中の実現に向け、平和行政に取り組んでまいります。

増田議員におかれましては、長年の議員活動、お疲れでございました。

なお、ご質問の各項目につきましては、担当部局からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長　総務部長。

○広岡総務部長　増田議員の２番目のご質問、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、についての１点目と２点目についてお答えします。

岩出市におきましては、「核兵器廃絶の街」の遂行をはじめ、平和行進の場所の提供、協力金や激励メッセージの贈呈、原爆写真展を実施するなど、核兵器のない平和な世界の実現に向け、引き続き平和行政に取り組んでまいります。地方行政として、住民の皆様の平和意識の高揚が重要な目的と捉え、平和意識のさらなる向上に努めてまいります。

４点目につきましては、原水爆禁止世界大会への市長及び職員の現地への直接参加はできておりませんが、先ほど述べた平和行進への協力や写真展の実施等を通じ、引き続き平和行政に取り組んでまいります。

５点目につきましては、要請のあった個々の活動について、現在のところ、個別に取り組む考えはございませんが、今後の要請内容に応じ、対応したいと考えております。

○田中議長 教育長。

○津田教育長 増田議員ご質問の2番目、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、のご質問の各項目の中から、教育委員会所管分についてお答えいたします。

2点目の質問に対し、教育委員会といたしましては、世界の恒久平和、人類共通の願い、そして学校においては、夏休みの登校日に平和学習を取り入れたり、国語、社会や道德の教科を通して平和学習を行っております。また、岩出図書館では、毎年8月に平和映画会「ふらっとシアター」、原爆写真展、関連図書の展示を実施するなど、平和啓発を行っております。民俗資料館では、来年度、新たな事業といたしまして、令和7年が戦後80年に当たることから、岩出市遺族会さんのご協力をいただき、戦時中の資料を活用する展示を8月に開催すべく、準備を進めております。

3点目のご質問についてであります。市では、令和3年から、岩出ユネスコ協会に対し助成金を交付し、資金面での活動支援を行っております。また、平和の鐘を鳴らそうについては、生涯学習課が事務局として、市広報、チラシ、ポスター等により周知、広報等の支援も行っております。

4点目のご質問につきましては、平和な社会をつくることが平和教育の目的であります。核廃絶を訴えることは、平和な社会を形成することの一因であると考えます。しかしながら、教育委員会といたしましては、自国の歴史を客観的に評価する学習機会を与え、戦争の被害と加害の両面を伝えることにより、子供たちの歴史を見る目を公正なものにしていく必要がございます。これは、学校教育法第1条に定める教育の目的である、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すということにつながるというふうに考えております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 8月に行われている「平和の鐘を鳴らそう」と、これに取り組んでいる方は、まさに平和を願う方たちの平和行動です。核兵器の廃絶を願う原水爆禁止世界大会、これに参加をしていただく、こういう取組こそ求められているんじゃないでしょうか。

また、先ほど、教育長は、子供たちにおいては学習の機会を与えているんだと言われました。私は、少なくとも、小学生、中学生、高校生、現地へ行くことこそ、一番学習の機会を与える、そういうことだと思うんですよ。こうした小学生、中学

生、高校以外の一般の方も含めて、原水爆禁止世界大会、これに参加してこそ、ただ行政を進める、そういう姿勢に立っていただきたい。

私はそういう点で言うと、本当に、今の子供たちが現地へ行って、一生懸命平和の問題を考えていく。原水爆世界大会へ参加してよかったな、そういうふうに思えるんです。私も世界大会には参加をしてきました。いろんな外国の方との交流や、また現地の史跡巡り、また、なぜ核兵器をなくさなければならないのか。まさに生きた勉強ができる、そういう機会なんですよ。

だから、これまでもそういうことを勉強できる平和バス、こういうものを出してはどうなのか、計画してはどうなのかと、何度も言ってきました。しかし、残念ながら、岩出市の教育委員会の答弁、本当に冷たい答弁が続けられてきたんですよ。私は、本当にこの平和の問題、小さい子供たちが大人になっていく。また生涯を通じてこの世界大会に参加すれば、必ずや人生の中で、生きる力、また教訓、また成長できる、そういう事業だと私は思うんです。

改めて、岩出市として、そういう事業なんかも考えていく、そういうこと、教育長、これ考えませんか。

また、教育委員会以外の部分でも、実際に何度も何度も平和市長会議からの要請、こういうものがありますよ、ああいうものもありますよ、紹介もしてきました。今、改めて、平和事業として、被爆アオギリ二世の苗木、これを植樹をする、そういうような自治体もたくさん生まれてきています。平和の木として、核兵器廃絶と世界の恒久平和のシンボルとなることを願って、植樹もされてきているんです。

市長、被爆二世のアオギリの木、こういうものも岩出で植えませんか。そして、市長が岩出市で本当に平和を願っているんだ。それを市民の皆さんと一緒に考えていこうやないか。こんな事業、考えませんか。

平和市長会議からのそういう要請、改めてしっかりと考えていただきたい。次に思います。再度、当局からの答弁、求めたいと思います。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　増田議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいている平和行政ですね、増田議員のご提言の被爆苗木であるとか、市長会議の参加、こういうことを進めていったらどうかというご質問やっただと思います。先ほども、私、答弁のほうで申し上げましたように、地方行政として、住民の皆様の平和意識の高揚、これがまず重要な目的と捉えまして、平和意識

のさらなる向上に今努めておるところでございます。

やはり平和への気持ちの醸成が、まず必要かというふうに考えております。その方法というのはいろいろございます。増田議員おっしゃられた方法もありますし、岩出市といたしましては、今のところ、平和行進のご協力であったり、原爆写真展、こういうのも行っております。あと、以前には、人権関係であったんですけども、被爆ピアノコンサート、これも行っております。さらには、児童文学作家で被爆体験のある方に来ていただいて講演会というのも開いております。申しましたように、様々な方法があると思いますので、その中でできるところを岩出市としてはしていきたいと考えております。

○田中議長 教育長。

○津田教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

子供たちを世界大会の現地のほうに参加させるような事業を行ってはどうかというお話でございました。子供たちにとっては、いろんな経験をするということは、最も大切な、子供たちの将来に向かってのいい経験になるというふうには思っております。ただ、何分現地が、広島、長崎でございますし、開催時期が夏休み期間中ということもございます。学校行事が立て込んでいる中、教員の負担軽減とかも言われている中で、新たにそこまで泊を伴う行事を行うのはなかなか難しいところがございますので、現在、岩出市としては、教育基本法にもございますように、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということで、平和について学び、考えることは極めて重要だというふうに我々は思っております。

来年は、終戦から、先ほど申しましたが、80年になります。戦争体験者の方々の高齢化も進み、直接お話をお聞かせいただくようなことが困難になってきております。そんな中で、各学校では、例えば平和に関する映画の鑑賞するなど、様々な方法で児童生徒の発達の段階に応じて、平和に関する教育が行われております。平和の尊さ、それから戦争の悲惨さを風化させることなく、次の世代に伝えることは重要なことであり、今後も様々な工夫をしながら、学校における平和学習の充実に努めてまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 言うまでもなく、核兵器廃絶のためには、核保有国における核の廃絶が求められます。日本政府の核の傘対応の中、アメリカと一体の危険な軍事拡大施策からの転換、核兵器禁止条約の促進と批准、世界と連帯した行動が平和運動に求め

られています。

私は、市長とは中村町長時代からの長い付き合いです。もう30年以上にもなります。この議場が円卓の時代から市長と付き合いもしてきました。私は市長に、最後に、岩出市民の平和を守る市長の決意、これを本当にお聞きをしたいと思うんです。

先ほども被爆のアオギリの話、植樹の話、させていただいたんですが、市長、本当に平和記念事業、こういうものも考えていっては、本当にどうなのかなと。そして、市民と一緒に核兵器がどんなに悲惨なものなのかと。そして、今、どんな状況に日本の中で起きてきているのか。核兵器がほんまに使われかねない、そんな時代なんだと。今、本当に平和行政、進めていく必要がある。そういうふうに私は思います。

最後に、市長にこういった平和の植樹、アオギリ二世、こういったものも含めて、今後、市長として、平和行政をどう進めていこうという決意を持っているのか、最後に聞かせていただいて、私の36年間の議員を終わりたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長 まずは、増田議員の再々質問にお答えをいたします。

この議場の中で戦前派というのは、私1人です。あの方々は、皆、戦後生まれということになってございます。

増田議員が言われることは、純粹に取れば、まさにそのとおり、私もそのとおりだと思います。やりたいです。ただ、世の中には政治というものがあります。いろんな方向からいろんな物の見方があります。一面だけではけりがつかないんです。行政担当する者として、1つの方向だけ見て物事を決めるわけにはいきませんので、増田さんの熱意にはほどほど感心はいたしますが、そういうことで、ひとつご容赦をいただきたい。

最後の答弁とさせていただきます。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

市長から発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○中芝市長 発言の機会をいただきましたんで、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、任期の４年間、それぞれの立場から、岩出市発展のため、市行政全般の運営に格別なご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

緊急の案件がない限り、任期最後の議会となりますが、２月の市議会議員選挙にご出馬されます議員各位におかれましては、この議場に戻られますこと、心からお祈りを申し上げます。

また、今回任期をもって勇退される議員におかれましては、これまでと同様、岩出市の発展のため、引き続きご支援とご協力のほどお願いを申し上げます。

本市では、今後も岩出市長期総合計画、岩出市行政改革大綱、そして基本方針３項目である対話と協調、自主財源の確保、まちづくりを基に、行財政運営を計画的に実施してまいりますので、引き続きご支援とご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

結びに、皆さんの今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。４年間、本当にご苦労さんでございました。

○田中議長　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は１１月２９日に招集され、開会以来、議員各位には、本日までの１９日間にわたり、提案されました条例一部改正等、重要案件について、慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましては、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりました。

早いもので、特に緊急の案件がない限り、本定例会が私どもの任期における最後の議会となります。

議員各位には、この４年間、円滑な議会運営にご努力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。また、中芝市長をはじめ、理事者の皆様方は、執行機関として、議事機関である議会と両輪で、活力あふれるまち　ふれあいのまちの実現に向け、それぞれの使命を自覚し、努力と連携を繰り返してこられました。



この４年間、お世話になりましたことに対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも岩出市発展のため、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、来年２月執行の岩出市議会議員一般選挙も目前に迫ってまいりました。引き続き、市議会議員として立候補される議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、見事ご当選され、本市の発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、多年にわたるご苦勞とご功績に対し、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。これからそれぞれのお立場で、なお一層のお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後に、令和５年２月に議長という重責をお預かりし、皆様方のご協力とご指導により、今日までどうにかこの重責を大過なく果たし得ましたことに対し、副議長共々心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、ここに謹んで、令和７年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和６年第４回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦勞さまでした。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

閉会

(14時04分)